（統括消費者取引対策官）

第六条　［略］

２　統括消費者取引対策官は、命を受けて、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。

（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官）

第七条　［略］

２　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

三　食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

［四・五　略］

六　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令、同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。

七　［略］

［3～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定及び食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

省　令

○法務省令第二十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　法務大臣　上川　陽子

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官）	（登記情報管理室及び登記情報センター室）
第七条　総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官一人を置く。	**第七条**　総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室を置く。
［2～5　略］	［2～5　同上］